

諮問日：平成30年3月13日（平成29年度（最情）諮問第89号）

答申日：平成30年8月24日（平成30年度（最情）答申第27号）

件名：調査官報告書の様式を定めた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事、刑事及び行政の上告事件、抗告事件等に関する調査官報告書の様式を定めた文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年1月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

雑誌に掲載された記事の内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

探索の結果、本件開示申出文書に該当する文書は作成し、又は取得していなかった。調査官報告書は事案の内容に応じて作成されるものであり、その形式（体裁）について、必要に応じて他の調査官の調査官報告書が参考にされることはあっても、特定の様式は定められていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年3月13日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月25日 審議
- ④ 同年7月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、探索の結果、本件開示申出文書に該当する文書は作成し、又は取得していなかったとのことであり、調査官報告書の性質に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人は、雑誌に掲載された記事を挙げて、本件開示申出文書は存在すると主張するが、当該記事の内容を見ても、調査官報告書について特定の書式が定められているという趣旨まで読み取ることはできない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人